

墨田区食品衛生検査施設に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(設備に関する基準)</p> <p>第3条 食品衛生検査施設の設備に関する基準は、次のとおりとする。<u>ただし、法第29条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が東京都若しくは保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>[同左]</p> <p>第3条 食品衛生検査施設の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。